

保護者の皆様へ

姫路市教育委員会

学校園における教育活動の再開について

姫路市立学校・園では、新型コロナウイルス感染症対策のため、5月31日(日)まで臨時休業としております。この度、5月21日(木)に兵庫県の緊急事態措置の実施が解除されたことや、兵庫県の動向を踏まえ、感染防止対策を講じながら、次のとおり教育活動を再開いたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 再開日等について

全ての校種において、令和2年6月1日(月)から教育活動を再開します。

(1) 小学校、中学校及び義務教育学校

ア 6月12日(金)までは、午前又は午後の分散登校により授業を行います。

学校給食は実施しません。部活動は実施しません。

イ 6月15日(月)以降は、感染防止対策を講じながら、午前及び午後の授業を行います。

学校給食は6月15日から実施します。部活動を行う場合は、各学校の部活動ガイドラインに則りますが、早朝練習は、当面行いません。

(2) 幼稚園

ア 令和2年6月3日(水)に、入園式を実施します。

イ 6月12日までは、感染防止対策を講じながら、午前中の保育を行います。

昼食の提供は行いません。

ウ 6月15日以降は、午前及び午後の保育を行います。

6月30日(火)までは、家庭から昼食を持参してください。

(3) 特別支援学校

ア 6月30日までは、小学部(低学年)、小学部(高学年)、中学部、高等部ごとの分散登校により授業を行います。

イ 学校給食は6月15日から実施します。

ウ 7月1日(水)以降は、感染防止対策を講じながら、全学部の授業を行います。

(4) 高等学校

ア 6月14日(日)までは、学校の実態に応じた分散登校により教育活動を行います。

イ 部活動の日数は、月曜日から金曜日までの間で2日、土曜日及び日曜日で1日を上限とし、1日当たりの活動時間は、90分を上限とします。対外試合、合同練習、合宿は認めません。

ウ 6月15日以降は、第4学区の兵庫県立高等学校と同様とします。

2 感染防止対策

登下校時や授業時については、マスクの着用により飛沫防止に努めることなど、感染防止をお願いいたします。

3 その他

(1) トライやる・ウィークについては、地域行事への参加や奉仕活動の実施など、各学校で内容を判断し、1日に短縮して実施します。

(2) 水泳の授業については、各学校園に中止を要請します。